

No.	質問	回答
騒音・振動について		
1	解体工事の振動があまりにも酷く感じられたが、解体工事での振動はどれくらいの数値であったのか。作業を止めたりするのに値しない数値であったのか。	振動の規制値については、八千代市公害防止条例施行規則の中で75デシベルと決められています。今回の解体工事で継続して振動レベルを超えたことはありませんでしたが、瞬間的に規制値を超えてしまっていたケースというのが数回ありました。解体工事では基礎や躯体の解体等で振動を抑えることが難しいタイミングというのがあり、近隣の皆様にはご迷惑をおかけしましたが、新築工事の時には解体工事の時ほどの振動が起きないように、気を付けて施工していきたいと思えます。
2	現場に設置されている騒音振動計の数値を見ても、規制値に対して大きいのか小さいのかわからないため、規制値を張り出して工事を行ってほしい。	新築工事では、測定器の傍に振動及び騒音の規制値もラミネート等で掲げて施工します。 ※八千代市公害防止条例施行規則に基づく規制値 ・騒音規制値「85デシベル」 ・振動規制値「75デシベル」
3	騒音振動計の設置箇所については、道路側のみか。また記録については自動的に記録されるのか。	騒音振動計については、近隣の方が数値を確認出来るよう、解体工事と同様に東側前面道路側に1か所、西側まてばし公園側に1か所の計2か所設置する計画です。測定器は自動記録装置がついており、工事期間中は連続して記録を行います。
4	西側の設置箇所は園庭となるため工事箇所が少し離れているが、建物に近い位置で測定はできないか。	建物の近くに測定器を設置し測定することは可能ですが、公園に面していない場合測定器の数値を確認することができないため、公園に面した位置への設置を計画しております。
仮設通路について		
5	解体工事の中で設置した仮設の通路は、工事に伴い8月初旬に閉鎖する計画となっているが、通路の通り抜けが再開できる時期についてはいつ頃になる予定か。	8月の初旬より、重機による工事敷地内の鋤取り作業を行うためその時点で仮設通路については閉鎖を行います。 敷地内通路の再開時期については、建物配置（掘削）や仮設計画（足場・仮囲い）等を考慮すると、工事期間中は安全に通り抜けすることが困難であることから、工事終了後の令和5年の10月頃になる予定です。
6	現状の仮設通路の位置は南側の敷地境界から離れているが、仮設通路の位置を南側に寄せることで、工事期間中についても通れるようにできないか。 また、建物建設で掘削する深さはどれくらいになるか。	現状の仮設通路については、南側の近隣家屋への配慮として再設置予定の通路位置よりも北側に配置しており、建設する建物周囲に外部足場と仮囲いを設けると安全に通り抜けができるスペースがとれないため、工事期間中はご協力をお願いします。 建物の掘削深さは最大で2.39mとなります。
7	敷地の南側に新たに設ける敷地内通路についても、今回の工事の中で整備する予定か。	東側前面道路から西側のまてばし公園までの敷地内通路については、建築工事の中に含まれておりあわせて整備する計画となっております。
8	公園側にある階段については既存のままとなっているが、通り抜けに関しては既存の階段を使って公園内を通る計画となるのか。	階段については、既存利用となりますが手摺を設ける予定です。 なお、公園内は通路扱いとならないため、一部イレギュラーな形での通路運用となりますが、現状ブランコ内を横断している問題については、公園機能を損なわないよう、植栽の一部を伐採しブランコに干渉しない形で通り抜けができるよう、公園については今年度中に整備する予定です。 ※公園整備については別契約工事

	工事車両等の搬出入経路について	
9	工事車両に通行ルートについては、どのように計画しているか。	杭打機やトレーラー等の特大型車については、工業団地側からの搬出入をする計画で、右折して場内に入り、左折して工業団地側へ抜けていく予定です。なお、乗用車や2t車クラスに関しては制限をしない予定です。
	建物概要について	
10	建物概要がありませんが、本工事において建設する建物について、屋根及び外壁の仕様についてはどのような計画となっているのか。	屋根については、ガルバリウム鋼板の折板屋根、外壁については窯業系サイディング仕上の計画となっています。
	仮囲いについて	
11	解体工事では自宅の東面に3mの仮囲いが設置されていたため、圧迫感があり、精神的にも負担があったことから、仮囲いの一部をパンチングメタル等に変更することは可能か。 ※建設予定地の宅盤が西側の隣接地より1m程高いため、3mの仮囲いでも地盤面から見上げると4mの壁があるようになる	3mの仮囲いについては現場周囲の危険防止のため施工する予定ですが、ご要望がありましたパンチングメタルでの対応等については検討させていただきます。 ⇒その後現場確認及び近隣へのヒアリングをした結果、敷地の北側及び西側の隣接地については、北側は駐車場スペースとなり、工事の影響は少ないこと、西側は面する建物が1階部分のみで高さも低く解体に比べ危険性は低いことから、西側と北側の仮囲いを2mに変更し、東側と南側の仮囲いについては3mの仮囲いを設置することとします。 ※パンチングメタルの設置要望に関しては個別対応 ※まてばし公園側階段付近の仮囲いには、非常用の通用口を設置予定
	近隣教職員住宅について	
12	今回の建設予定地の近隣（大和田新田476-10）の教職員住宅も使用中止してから何年も放置されている状況となっているが、今後の建て替え等の見通しはあるのか。	教職員住宅に関しては八千代市で所有している建物ではなく、千葉県で維持管理している建物となりますので、所管する部署に確認し報告させていただきます。 ⇒教職員住宅を管理している千葉県教育庁福祉課に確認したところ、既に当該教職員住宅については民間会社に売却しているため、今後の計画については不明
	相談窓口について	
13	解体工事の時と同様、工事期間中に何かあった場合の窓口を決めてもらいたいのがいかがか。	今回の工事についても、障害者支援課の工事となりますので、障害者支援課にご連絡ください。また、直接現場にご意見いただければ市にも連絡が行くようになっております。
	その他について	
14	仮設通路や振動等について、様々な意見がでることも良く理解できるが、工事をやることが決まっている以上ある程度の振動や騒音等が発生すること、また仮設通路についても、安全が確保できない部分を無理に通すこともできないのは当然であり、私共ももうしばらく我慢が必要となると思う。 大和田新田には大きな公共施設が少なく、出来上がれば、非常時の避難所等、今後近隣活用ができるのではないかと期待している。 今後工事の中では、最大限我々近隣の意見も聞いてもらった上で安全に工事を進めていただければと思う。	工事期間が1年以上となり、近隣の方々には騒音・振動等でご不便をおかけしてしまいますが、細心の注意を払って工事を進めて参りますので、引き続きご理解・ご協力くださいますようお願いいたします。

注：いただいたご質問等は主旨を損なわない程度に要約し整理しました。また、事業の進捗等に伴い、回答の内容を一部修正しております。